

屋久島町議会議員補欠選挙における投票用紙の二重交付について

【発生日】

令和5年10月29日（日）

【選挙名】

屋久島町議会議員補欠選挙（屋久島町長選挙と同時執行）

【場所】

屋久島町第5投票区 屋久島離島開発総合センター

【発生状況】

今回は、町長選挙と町議補欠選挙のダブル選挙であり、町民にとって身近な選挙となることから、事務説明会においても、あわてず、落ち着いて、正確に選挙事務を遂行するよう、従事者に対し説明をしておりました。

選挙当日である、10月29日（日）の午後2時ごろ、第5投票区の事務従事者が、机上にある町議補欠選挙用の投票用紙の残枚数と別の机上にある町長選挙の投票用紙の残枚数に1枚の差異があることに気がつきました。

その後、午後2時53分ごろに選挙管理委員会事務局に、「一人の選挙人に2枚の投票用紙を交付した可能性がある」との連絡が入ったことから、事務局は、本部に従事している職員3名を当該投票区に向かわせ、名簿や入場券はがきなどと照合及び残枚数の確認と状況の聞き取りを行ないました。

確認の結果、投票者数と投票用紙の残枚数が合わないことが分かり、机周辺及び投票所内を探したが発見することはできませんでした。

聞き取りでは、用紙交付係をはじめ、はっきりと記憶している者はおらず、原因を判断できる材料はありませんでした。

選挙管理委員会では、2選挙の開票前に、町議補欠選挙において投票者数より投票総数が1票多かったことを公表しました。その後の開票結果でも、投票者数より投票総数が1票多かったため、二重交付の可能性が高いとして、町議補欠選挙における選挙立会人にその旨を説明し、得票結果への影響が及ばないことを立会人に了解いただき、選挙会を終えました。

【投票の取扱い】

投票箱に投函された今回の町議補欠選挙の投票は、他の票と区別することが不可能であるため、他の投票と同様に取り扱うこととし、選挙立会人の了承を得ました。

【再発防止について】

このような投票の公平性を損なう事態が生じ、選挙事務の信頼性を損なうこととなってしまい、大変申し訳ございませんでした。

選挙事務の適正な執行について、今後さらに選挙事務従事者への指導を細やかに実施及び徹底し、再発防止に取り組んでまいります。